

独立行政法人国立高等専門学校機構函館工業高等専門学校と
北海道函館中部高等学校との包括連携協定書

独立行政法人国立高等専門学校機構函館工業高等専門学校（以下「甲」という。）と北海道函館中部高等学校（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 甲と乙は、包括的な連携のもとに相互に協力し、教育活動全般における交流及び連携を通じて、甲及び乙に在籍する生徒及び学生の学習意欲を高めるとともに、高校教育及び高専教育の活性化並びに広く社会に貢献し得る人材育成を目的とする。

（連携項目）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携・協力するものとする。

- (1) 甲に属する教職員及び学生の乙への派遣と乙での活動に関する事項
- (2) 乙に属する教職員及び生徒の甲への派遣と甲での活動に関する事項
- (3) 教育についての情報交換及び交流に関する事項
- (4) その他甲と乙が同意する連携事業に関する事項

（実施）

第3条 連携事項の実施に関わる具体的事項及びその他必要な事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、令和7年 月 日から令和10年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに、甲又は乙のいずれからも協定の終了又は見直し等の申し出がないときは、本協定は、さらに1年間更新されるものとし、以後も同様の扱いとする。

（遵守事項）

第5条 甲と乙は、本協定に基づく連携・協力において、相手方から知り得た秘密事項について、第三者にこれを漏洩してはならない。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が誠意をもって協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、双方各1通を保有する。

令和 7年 // 月 5日

甲 独立行政法人国立高等専門学校機構
函館工業高等専門学校長

乙 北海道函館中部高等学校長

清水 一道

清水 信彦